

令和7年度 分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業助成金 事前申込書



<誓約事項> ※必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をご確認ください。

私は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

(1) 交付申請書実績報告書

本事業の交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解している。
なお、公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを承知している。
また、手続代行者がいる場合は手続代行者も含め、申請した書類については必ず最新状態の写しを保管しておくこと。
添付書類の原本は手元で保管し、写しを送付すること。なお、保管の方法に関しては電子、紙どちらでもよい。
リース契約等により申請する者は、当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行う必要があることを理解している。

(2) 助成対象者

税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われる者でない。

(3) 事前申込前の事業着手の禁止

事前申込を受理する前に工事、又は契約締結した場合には、助成金の交付対象とならないことを了承している。
(ただし令和7年4月1日から6月30日までは除く。)

(4) 他の助成金等の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給できないこと、また区市町村から交付される助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給できないことを理解している。

(5) 申請の無効

申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。

(6) 個人情報の利用

本事業の実施に関して知り得た助成事業者（交付申請者を含む。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用し、及び都に提供するほか、国、地方公共団体等が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用することを了承している。
※公社の個人情報保護方針については、HP (<https://www.tokyokankyo.jp/privacy>) に記載しています。

(7) 情報の提供

交付申請時に、都及び公社が本事業における今後の施策検討に活用するために求める助成対象設備設置住宅及び世帯に関する情報を提供することが可能であり、当該情報提供結果の統計について都又は公社が公表することに同意することを了承している。

(8) 交付決定

助成率及び助成金の上限額について理解している。

(9) 免責

公社は、申請者、手続代行者、施工会社等の中で生じる問題に関して関与しないことを了承している。
また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

(10) 再生可能エネルギー100%電力メニューの契約について

再生可能エネルギー100%電力メニューの契約は、交付申請日時点で契約している。
申請者は、交付要綱別表3で定める処分制限期間が経過するまで、継続して再生可能エネルギー100%電力メニューを契約する。

(11) 現地調査等の協力

助成事業が事業の目的に適合して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。

(12) 手続代行者への連絡

公社が発行する各種書類が、申請者へ通知されたことを公社は手続代行者へも連絡する場合があることについて、了承している。

(13) 交付要綱等の遵守

本事業の交付要綱その他法令の規程を遵守することを了承している。

(14) 対象設備を設置する住宅等の所有者の承諾について

申請者は、申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている。

(15) 暴力回排除に関する誓約事項

本事業の交付要綱の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が交付要綱に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約する。

また、この誓約に違反又は相違があり、本事業の交付要綱の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、本事業の交付要綱に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約する。
あわせて、公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力回員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意する。

※「暴力回員等」とは、次に掲げる者をいう。

暴力回又は暴力回員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

暴力回員を雇用している者

暴力回又は暴力回員を不当に利用していると認められる者

暴力回の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

暴力回又は暴力回員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(16) 手続代行者に関する誓約事項

本事業の交付要綱の規定に基づき、助成対象者から交付申請に係る手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、(15) に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守することをここに誓約する。

公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力回員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意する。

手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請に係る全ての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるような努めることを誓約する。

手続代行者が行う手続きについての調査より、手続代行者が交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じることに同意する。

本申請について、助成額をキャッシュバック等（※）に利用する行為を行っていないことを誓約する。

※「キャッシュバック等」とは、キャッシュバックや協賛金（工事実績のHP掲載に対する謝礼等）等の名目で、設備等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とすることである。

(17) 専属的合意管轄裁判

申請に係る申請者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(18) 注意事項

提出した申請書及び添付書類は返却されない旨を承知する。

申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類（公社に返送されたものは除きます。）は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなす。

提出した申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意する。

(19) 設置施工の安全性確保について

申請者は、対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請している。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じることを誓約する。

(20) キャッシュバックについて

本申請について、契約を締結するにあたり、キャッシュバック等（※）を利用する場合は、その額は助成対象経費から除き申請する。

※「キャッシュバック等」とは、キャッシュバックや協賛金（工事実績のHP掲載に対する謝礼等）等の名目で、設備等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とすることである。

(21) 必要な許可等について

次の事項を理解し、法令上必要な許可等を受けている。

- ・建設業法では、税込500万円以上（建築一式工事にあつては、税込1,500万円以上）の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可を得なければならないと定められており、建設業の許可を受けずに税込500万円以上の工事を請け負った場合は建設業法違反となること。（建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事の場合、請負代金の額にかかわらず、許可は不要）

なお、一つの工事を2以上の契約に分割して請け負う場合でも、各契約の請負代金の額の合計が税込500万円以上となる場合は、建設業の許可が必要（工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。）。

- ・電気工事業法により、契約額にかかわらず、自社で施工する場合は自社、別の事業者等に施工をさせる場合は当該事業者において、電気工事業登録をしている必要があること。

(22) その他

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守することを了承している。

以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。

この誓約が虚偽、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

（手続代行者が申請する場合には、上記の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。）

申請画面に進んだ方は、この誓約事項に同意したものとみなします。

申請書の同意 *

申請書に同意する

助成金申請者署名

※必ず申請者本人が署名してください。

手続代行者署名 ※手続代行者が申請を行う場合、下記に署名してください。

事業者名（会社名）

担当者氏名

※代行事業者の担当者が必ず署名してください。



■ 留意事項

・ 本事業の助成対象者は「**管理組合、管理組合法人、リース事業者**」になります。
分譲マンションにお住まいの**個人の方は申請対象外**になりますので、管理組合等にご相談ください。

詳細は当事業の助成金申請の手引きをよくご確認ください。

該当する申請者種別を丸で囲ってください。

申請者種別 *

管理組合 ・ 管理組合（法人） ・ リース事業者

※手続代行者の方は、助成対象者の種別を選択してください。

総住戸数・申請予定住戸数を記入してください。

【総住戸数の算出方法に関して】

※既にエコジョーズ・エコフィールを設置済みの住戸は総住戸数から除くことができます。

（例）既にエコジョーズ等を全住戸の100戸に設置済みの場合、総住戸数100戸（エコジョーズ等設置済み）の内、
本事業で10戸分のエコジョーズ等を交換設置する際は、未交換となる90戸は総住戸数から除くことができます。

総住戸数 *

既にエコジョーズ・エコフィールを設置済みの住戸は
総住戸数から除くことができます。

申請予定住戸数 *

交付申請兼実績報告に向けた見込みの
申請住戸数を記入してください。

申請予定住戸数が総住戸数の3/4以上を満たしている。



申請者情報を記入してください。

※**管理組合（法人）**が申請する場合は、**管理組合の情報**を記入してください。

※**リース事業者**が申請する場合は、**リース事業者名**を記入してください。

申請者名 * 申請者名_カナ *

申請者_代表者役職名 * 申請者_代表者氏名 *

申請者_電話番号 *

■ **管理組合に関する情報**-----

※**リース事業者が申請する場合のみ**、下記項目を記入してください。

(管理組合・管理組合（法人）は前項目で記入していただいた内容と重複するため、記入不要です。)

申請者名 * 申請者名_カナ *

申請者_代表者役職名 * 申請者_代表者氏名 *

申請者_電話番号 *

提出予定の本人確認書類と合わせて、申請者住所の詳細を記入してください。

※管理組合の場合は、「理事長の本人確認書類（運転免許証等）」の情報を記入してください。

※管理組合法人、リース事業者の場合は、「法人登記簿謄本等」の情報を記入してください。

郵便番号 *

都道府県 * 区市町村 *

町名・丁・番地以降 * 建物名・号室

「〇〇町1-2-3」、「〇〇町1丁目2番地3号」等、本人確認書類の表記に合わせてください。 例) 〇〇マンション 101号室 など



助成申請者住所と交換機器の設置場所住所の関係を丸で囲ってください。

設置場所*

助成申請者住所と同じ ・ 助成申請者住所と異なる

※申請者住所と設置場所住所が異なる場合のみ、下記項目へ記入してください。

設置場所_都道府県*

東京都

設置場所_区市町村*

例) 〇〇区

設置場所_町名・丁・番地以降*

例) 〇〇町 1-2-3

設置場所_建物名*

例) 〇〇マンション など



手続代行者の有無を丸で囲ってください。

手続代行者有無 *

※手続き代行「あり」を選択した場合、手続き代行者に関する下記項目を記入してください。

手続代行者_会社名 *

手続代行者_会社部署名 *

手続代行者_担当者名 *

手続代行者_電話番号 *

認証用メールアドレス *



交換設置予定の助成対象機器の台数を記入してください。

※該当しない助成対象機器がある場合は0と記入してください。

※既に記入済みの申請予定住戸数と台数内訳の合計が、「同じ」または「それ以上」であるか、確認してください。

■エコジョーズ

追い焚き機能 あり（エコジョーズ）*

追い焚き機能 なし（エコジョーズ）*

■エコフィール

追い焚き機能 あり（エコフィール）*

追い焚き機能 なし（エコフィール）*

再生可能エネルギー電力メニューの契約住戸数（予定含む）を記入してください。

※該当住戸がない場合は0と記入してください。

再生可能エネルギー電力メニューの契約住戸数*

（交付申請兼実績報告までの契約予定住戸数も含む）

東京都及び公社（クール・ネット東京）の他助成金への申請に関して *

東京都と公社が実施する事業（家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント等））について、重複申請できないことを理解している。